

浜松市公告第1005号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市商工部商業政策課において縦覧に供する。

平成22年12月3日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ浜松可美店
浜松市南区東若林町11番地1号 他

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗において設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	代表者の 役職・指名	住所
合同会社 SL Department 一般社団法人 SL Company 1	職務執行者 三瓶 勝一	大阪府淀川区西中島六丁目1番1号

(変更後)

サムティ株式会社	代表取締役社長 森山 茂	大阪府大阪市淀川区西中島四丁目3番24号
----------	-----------------	----------------------

(2) 大規模小売店舗の名称変更

変更前	長崎屋ショッピングセンター浜松可美店
変更後	MEGAドン・キホーテ浜松可美店

3 変更年月日

平成22年11月19日

4 届出年月日

平成22年11月26日